

STCW 条約第 6 章第 1 規則を担保するための船員労働安全衛生規則
第 11 条第 1 項に基づく教育及び訓練の実施について

(制定：令和 2 年 4 月 13 日国海員第 14 号)
(最終改正：令和 7 年 10 月 29 日国海員第 218 号)

1 教育及び訓練の種類並びに対象者

1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「STCW 条約」という。）第 6 章第 1 規則による教育及び訓練の種類並びに対象となる船員は以下のとおりとし、いずれも船員労働安全衛生規則（昭和 39 年運輸省令第 53 号。以下「労安則」という。）第 11 条第 1 項に基づく教育訓練として実施する。

(1) 基本訓練（STCW 条約 A-6/1 節の 2 に規定されている訓練）

基本訓練は、船舶の運航において安全又は汚染防止任務に指名される船員を対象とする。したがって、船内における防火部署又は退船部署に指名されている船員は全員を対象とする。

ただし、国際航海に従事しない船舶に乗り組む船員については、船舶の運航において安全又は汚染防止任務に指名される船員であって、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号。以下「職員法」という。）第 7 条に規定する海技免状を受有する者、船員法（昭和 22 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 117 条の 2 に規定する航海当直部員及び法第 117 条の 3 に規定する危険物等取扱責任者の各資格を受有する船員を対象とする。基本訓練の内容は、以下の事項を含むものとする。

- ① 個々の生存技術（STCW 条約コード表 A-6-1-1）に係る訓練（以下「生存訓練」という。）
- ② 防火及び消火（STCW 条約コード表 A-6-1-2）に係る訓練（以下「消火訓練」という。）
- ③ 初歩的な応急手当（STCW 条約コード表 A-6-1-3）に係る訓練（以下「応急訓練」という。）
- ④ 個々の安全及び社会的責任（STCW 条約コード表 A-6-1-4）に係る訓練（以下「安全社会訓練」という。）

(2) 習熟訓練（STCW 条約 A-6/1 節の 1 に規定されている訓練）

習熟訓練は、基本訓練の対象とならない船員を含むすべての船員を対象として実施する。

2 基本訓練の実施等

(1) 基本訓練の実施

船舶所有者又は船舶所有者からの訓練の実施の委託を受けた者（以下「船舶所有者等」という。）は、1 (1) の対象者（基本訓練を修了している者

を除く。) に対し、船員として最初に船内における任務を割り当てる前までに、別表第 1 の内容（国際航海に従事する船舶に乗り組む者については、安全社会訓練は別表第 1 の 2 の内容）に基づき基本訓練を実施しなければならない。また、基本訓練のうち、生存訓練及び消火訓練（以下「生存技術等訓練」という）については、1 (1) の対象者に対し、最初の基本訓練実施後 5 年ごとに実施し、全ての科目の知識・技能が維持されていることを確認しなければならない。

(2) 海技免状を受有する者の特例

① 海技免状受有者特例

(1) にかかわらず、海技免状を受有する者に対しては、応急訓練及び安全社会訓練の実施を要しない。ただし、国際航海に従事する船舶に乗り組む者に対しては、安全社会訓練は別表第 1 の 2 中 6. の訓練を実施する。

② 海技免状初回受有者特例

(1) にかかわらず、海技士の資格の種類を問わず初めて受有した海技免状の交付日から 5 年を経過していない者（以下「海技免状初回受有者」という。）に対しては、生存訓練及び消火訓練（いずれも初回に限る。）の実施を要しない。

(3) 生存技術等訓練の実施時期

3 (1) に規定する技能証明書の発給（同証明書の更新のための発給も含む。以下同じ。）のために必要となる生存技術等訓練の各訓練は、当該技能証明書の発給の前 1 年以内に修了させるように実施しなければならない。

(4) 実地訓練の実施

生存技術等訓練のうち、船外訓練施設において行う訓練（以下「実地訓練」という。）について必要な事項は、5 に定める。

3 基本訓練修了証及び技能証明書の発給

(1) 基本訓練修了証等の発給

船舶所有者等は、基本訓練を修了した者に対して、6 (1) により作成した基本訓練実施記録簿により当該者の基本訓練の実施状況を確認の上、基本訓練修了証（第一号書式。国際航海に従事する船舶に乗り組む者に対しては、第一号の二書式）を、基本訓練のうち生存技術等訓練を修了した者に対して、技能証明書（第二号書式）をそれぞれ発給しなければならない。

なお、各修了証発給対象者が住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏（以下「旧姓」という。）の併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で当該旧姓を記載すること。

また、国際航海に従事する船舶以外の船舶にのみ乗り組む船員に対して発給する基本訓練修了証及び技能証明書（以下「基本訓練修了証等」という。）については、英文の併記を省略することができる。

(2) 技能証明書の有効期間

技能証明書の有効期間は、5 年間とする。

(3) 海技免状を受有する者の基本訓練修了証等の取扱い

2 (2) の海技免状を受有する者については、同海技免状を基本訓練修了証と、海技免状初回受有者については、同海技免状を基本訓練修了証及び技能証明書とみなすことができる（ただし、(1)にかかわらず、技能証明書については、初めて受有した海技免状の交付日から5年間に限る。）。この場合、海技免状を受有する者に対する基本訓練修了証、海技免状初回受有者に対する基本訓練修了証及び技能証明書の発給は要しない。ただし、国際航海に従事する船舶に乗り組む者に対しては、2 (2) ①ただし書きのとおり訓練を実施したうえで、第一号の二書式による基本訓練修了証を発給しなければならない。その他、船舶所有者が、任意で、海技免状を受有する者に対して基本訓練修了証を、海技免状初回受有者に対して基本訓練修了証及び技能証明書（同海技免状の交付日から5年間を有効期間とするもの）を発給することを妨げるものではない。

(4) STCW 条約締約国が発給した証明書を受有している者の取扱い

STCW 条約の締約国が発給した条約に適合する基本訓練の修了に関する証明書（有効なものに限る。）を受有している者（以下「締約国基本訓練修了証受有者」という。）については、2 (1) の基本訓練を実施したものと扱うこととし、同証明書を基本訓練修了証及び技能証明書（以下「基本訓練修了証等」という。）とみなすことができる。この場合、(1)にかかわらず、基本訓練修了証等の発給は要しない。なお、船舶所有者が、任意で、締約国基本訓練修了証受有者に対し基本訓練修了証等を発給することを妨げるものではない。

4 訓練の一部代替等

(1) 健康上の理由により実地訓練の実施が困難な者の取扱い

健康上の理由により、一部の実地訓練の実施が困難である者については、事故防止のために必要な限度において、実地訓練の一部を他者の訓練の見学等に代えること（例：骨折のおそれのある高齢者については、生存訓練での飛び込みを通常よりも低い位置からの飛び込みや見学に代えることや呼吸器疾患のある者については消火訓練でのホースでの消火を煙の影響の少ない位置でのホース員としての参加や見学に代えること等）ができる。この場合、実地訓練を実施する者は、実地訓練を行わない正当な健康上の理由が存することにつき、医師の診断書又は船舶所有者からの申出書等により確認することとする。

(2) 登録免許講習修了者の特例（免許講習特例）

海技免許の取得を目的として、過去5年以内に職員法第4条第2項に基づく講習を受講した者であって、救命講習又は機関救命講習の課程を修了した者については生存訓練を、消火講習の課程を修了している者については消火訓練を修了したものとみなすことができる。この特例により発給する技能証明書の有効期間は、各講習を修了した日（各講習の修了日が異なる

場合はいずれか早い日とする。以下同じ。) から 1 年を経過している場合には、当該 1 年を経過した日から 5 年間とし、各講習を修了した日から 1 年を経過していない場合には、当該技能証明書の発給日から 5 年間とする。

(3) 登録消防講習修了者の特例（消防講習特例）

法第 117 条の 3 に基づく危険物等取扱責任者の認定を受けることを目的として過去 5 年以内に登録消防講習（船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）第 77 条の 6 の 2 及び第 77 条の 6 の 3 の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。）を修了している者については、消火訓練を修了したものとみなすことができる。この特例により発給する「技能証明書」の有効期間は、(2) の取扱いと同様の取扱いとする。

(4) 生存訓練の実施に係る特例

別表第 1 のうち、生存訓練に係る 8. ～11. の科目については、一部の者の実施をもって行ったものとみなすことができる。

(5) 視聴覚教材による代替

国際航海に従事しない船舶に乗り組む者については、船舶の設備要件を勘案し、法律等により設置・搭載が義務づけられていない等の設備にかかる科目であり、別表第 1 に記載があるものについては、視聴覚教材を用いた学習をもって実地訓練に代えることができる。この場合、技能証明書の備考にその旨を記載すること。なお、視聴覚教材は実地訓練の内容を網羅的に満たす効果的なものであるものとし、内容につき国土交通省海事局船員政策課（以下「船員政策課」という。）の確認を受けること。

5 実地訓練機関

(1) 実地訓練機関の確認等

① 実地訓練の確認

2 (4) の実地訓練を行おうとする者（視聴覚教材による学習のみを行う者を除く。以下「実地訓練機関」という）は、生存訓練又は消火訓練ごとに、船員政策課の確認を受けるものとする。

② 確認の申請

①の確認を受けようとする者は、第三号書式による申請書に、次に掲げる書類を添えて、船員政策課に提出するものとする。なお、(3) による更新の申請を行うときも同様とする。

イ 別表第 1 に掲げる施設、設備及び機材並びに教材を保有することを証する書類

ロ 別表第 1 に掲げる条件に適合する講師の氏名及び略歴を記載した書類

ハ 実地訓練の内容が、別表第 1 の基準に適合していることを証する書類（ただし、船内における訓練や履歴をもって実施したとみなすことができる等の理由により実地訓練機関において訓練を実施しない科目については、実地訓練の科目から除くことができる。）

ニ 訓練中の安全管理に関する要件を記載した書類

ホ 視聴覚教材については、訓練科目（４（５）に規定する内容に限る。）の内容を網羅的に満たしている内容であることを証する書類

ヘ その他船員政策課が必要と認める書類

(2) 適合審査

船員政策課は、(1)②による確認の申請（(3)による更新の申請を含む。）があったときは、別表第１の各基準に適合しているか、必要に応じて施設、設備や実地訓練の実施状況を現認のうえ審査を行い、適合していると認められるときは、申請者に対し、第四号書式による確認書を交付するものとする。

(3) 更新

(1)①の確認は、５年ごとにその更新のための確認を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(4) 変更の届出

実地訓練機関は、次に掲げる場合には、あらかじめ（③の場合は、当該変更が生じてから速やかに）、その旨を船員政策課に届け出るものとする。

① 実地訓練機関の氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名

② 実地訓練に係る事務（以下「実地訓練事務」という。）を行う事務所の名称及び所在地

③ (1)②イからヘに規定する事項

(5) 事務規程

実地訓練機関は、実地訓練事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した事務規程を定め、船員政策課に届け出るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

① 実地訓練の受講の申請に関する事項

② 実地訓練の受講料の額及び収納の方法に関する事項

③ 実地訓練の日程、公示方法その他実地訓練の実施の方法に関する事項

④ 受講証明書の交付及び再交付に関する事項

⑤ 実地訓練に係る知識技能を有するかどうかの判定に関する事務を行う者の氏名及び経歴

⑥ 実地訓練事務に関する公正の確保に関する事項

⑦ 不正受講者の処分に関する事項

⑧ その他実地訓練事務に関し必要な事項

(6) 実地訓練事務の休廃止

実地訓練機関は、実地訓練事務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、休止又は廃止の時期及び理由を添えて、船員政策課に届け出るものとする。

(7) 実地訓練の検査等

船員政策課は、実地訓練機関が実地訓練を行う際に、必要に応じて、別

表第1の各基準に適合するかたちで訓練が行われているか、現認による検査を行うことができる。また、船員政策課は、必要に応じて、実地訓練機関に対し、実地訓練事務の状況について報告させることができる。

(8) 確認の取消し等

船員政策課は、(1)①の確認を受けた者が(2)の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その確認を取消し、又はその確認を行った事項について変更を求めることができるものとする。

(9) 実施計画及び実施報告

実施訓練機関は、実地訓練当日の人員配置や安全体制、訓練スケジュール、緊急時の対応などを記した実施計画を作成し、関係者に周知するとともに、当該実地訓練を実施する前までに船員政策課に提出する。なお、前述の提出は、複数回の訓練についてまとめて行うことができる。また、毎年、前年度の受講者数及び不正受講者の有無その他必要な事項を4月末日までに船員政策課に報告する。

6 その他

(1) 基本訓練実施記録簿の作成及び備置き

船舶所有者は、基本訓練実施記録簿（別記様式1）を作成し、各船員に対する基本訓練の実施状況を記録することとし、各船員について5年ごとの技能証明書の発給が可能か否か常に把握管理すること。

なお、基本訓練実施記録簿は、随時閲覧できるよう本紙又は写しを船舶所有者の主たる労務管理を行う事務所に備え置くこと。

(2) 基本訓練修了証等交付記録簿の作成及び提出

船舶所有者は、基本訓練実施記録簿に基づき、基本訓練修了証等交付記録簿（別記様式2）を作成し、年度（4月1日から3月末日までの1年間）ごとに基本訓練修了証等の発給状況を記録すること。また、船舶所有者は、毎年、前年度分の基本訓練修了証等交付記録簿を、4月末日までに管轄する地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の基本訓練担当窓口へ提出すること。

(3) 資質基準システム運用マニュアルの作成及び提出

船舶所有者は、基本訓練を実施するに当たり、STCW条約第1-8規則に基づく資質基準制度に係る資質基準システム運用マニュアルを作成し、これを(2)による基本訓練修了証等交付記録簿の提出とあわせて管轄する地方運輸局の基本訓練担当窓口へ提出すること。同マニュアルに変更があった場合も同様とする。

(4) 緊急事態等への対応

地方運輸局の基本訓練担当は、緊急事態の発生その他の特別な事由により本通達によることが困難と認められる事案が生じた場合（当該事案への対応等について船舶所有者より相談があった場合等）には、その取扱いについて船員政策課に協議する。

附 則

1. 本通達は、令和2年5月1日から適用する。ただし、内航船（国際航海に従事しない船舶（漁船を除く。）をいう。）に乗り組む船員に対する基本訓練の実施時期及び基本訓練修了証等の発給期限については別途通知する。
2. 1. にかかわらず、限定沿海区域、平水区域を航行する船舶、20トン未満の船舶及び漁船の取扱いについては、別途通知するまでの間、従前のおりとする。
3. 平成23年12月2日付け国海運第117号の2通達（以下「117号の2通達」という。）1(1)により、すでに発給されている基本訓練修了証は、本通達3の基本訓練修了証とみなす。
4. 本通達3の技能証明書の発給を受けるまでの間は、117号の2通達2(1)に基づき発行される知識及び技能が維持されていることの証明書（「旧技能証明書」という。）をもって、本通達3の技能証明書とみなす。
5. 平成29年1月18日付け国海員第308号の2通達の6. により、すでに確認を受けている訓練施設については、本通達5(1)①による確認を受けたものとみなす。なお、有効期間は確認を受けた日から5年間とする。
6. 本通達の適用に伴い、関係通達は令和2年4月30日をもって廃止とする。

附 則（令和4年3月31日付け国海員第421号）

1. この通達は、令和4年4月1日から適用する。ただし、この通達による改正後の通達2(3)の規定の改正については、令和5年4月1日から適用する。
2. この通達による改正前の通達2(2)の規定により実施した訓練に係る基本訓練修了証等の発給については、この通達による改正後の通達2(3)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3. この通達の改正前に6(1)の規定に基づき作成した基本訓練実施記録簿は、引き続き、これを使用することができる。

附 則（令和7年10月29日付け国海員第218号）

1. この通達は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から適用する。
2. 国際航海に従事する船舶に乗り組む船員であって、施行日前に基本訓練を修了している者（海技免状受有者特例適用者を含む）については、施行日以降初めて船舶に乗り組む前までに、別表第1の2中6. の訓練を実施し、第一号の二書式による基本訓練修了証を発給しなければならない。

別表第 1（生存技術に係る基本訓練）

科目・能力の 証明方法 （表 A-6-1-1）	訓練目的 （IMO Model Course1.19）	生存に関する 基本訓練の基準	訓練基準の考え方（補足） （訓練手引書の記載）	講師の要件	施設、設備及び機材 並びに教材
.1 救命胴衣の着用(don)	救命胴衣を着用できること。	・一人で、迅速(1 分以内)に、正しく装着する。 ・最新の情報(2010 年 7 月 1 日に発効した改正 LSA コード)に基づき、救命胴衣の備品(笛、胴衣灯、連結紐、引揚索)等の機能・使用方法について理解する。 ※船内における訓練や履歴をもって実施することができる。		次のいずれにも該当すること。 ・三級海技士(航海)、三級海技士(機関)若しくはこれらの資格より上級の資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であること。 ・講師の知識及び能力の確保・維持のための研修を受講すること。ただし、海外の実地訓練機関の場合はこの限りでない。	救命胴衣
.2 イマーションスーツの着用と使用(don and use)	イマーションスーツを着用し使用できること。	・一人で、迅速(2 分以内)に、正しく装着する。 ・正しく装着した状態で、歩き回る、正しい姿勢で水中に飛び込む等の行為を行う。 ・イマーションスーツの搭載を義務付けられていない船舶に乗組む者にあつては、視聴覚機材等による訓練に代えることができる。	○着用時間2分間には、格納庫から取り出して配置場所に置くまでの時間は含まない。 ○船員法上の訓練手引書(船員災害防止協会作成)では、援助なく2分間で着用できる特徴があると記載されている。		高所から安全に飛び込み及び遊泳ができる十分な深度を有するプール又は水域(以下.3 から.7 につき同じ。)イマーションスーツ
.3 高所から海中への安全な飛び込み	高所から水中に安全に飛び込むことができること。	・落水時に怪我をしないように、正しい姿勢(片手で鼻・口を保護する、両腕で胴衣を押さえる、両脚が開かないようクロスさせる)で水中に飛び込む。 救命胴衣やイマーションスーツを着用した状態で可。 ・着水時のショックを軽減できる正しい飛び込み姿勢の習得が目的であるため、適切な姿勢がとれているかを確認すること。	○両足をクロスさせるのは、着水時の股関節への衝撃を回避するため。 ○プール等の施設の水深も踏まえつつ、姿勢を確保出来る高さを設定すること。		救命胴衣
.4 救命胴衣着用時の反転した救命いかだの復正	救命胴衣を着用して反転した救命いかだを復正することができること。	・適切な手順・動作で、反転した救命いかだを復正する。(救命胴衣を着用した状態では、いかだ復正時に、いかだの下からスムーズな脱出ができないリスクが高まることに留意し、可能であれば、救命胴衣を着用した状態で行う。) ・救命いかだの搭載を義務付けられていない船舶(自動復原式又は両面式救命いかだのみを有する船舶を含む)に乗組む者にあつては、視聴覚機材等による訓練に代えることができる。			救命胴衣 救命いかだ(ライフラフト)

別表第 1（生存技術に係る基本訓練）

.5 救命胴衣を着用して泳ぐこと	救命胴衣を着用して泳ぐことができること。	・救命胴衣を着用した状態で、安定して浮く。その後、近くの目標物に向かって移動する。 ・同時に訓練を受講する者の人数により可能な場合には、捜索隊からの発見を容易にする、さらには負傷者等を保護する観点から、集団密集隊形を組む（離れ離れにならないように腕・脚を抱え合った状態で浮く）、集団移動隊形で移動（列を作り、近くの目標物に向かって移動）する。	○集団密集隊形による移動は、同時に多数の受講生が本訓練を実施する等、可能な場合に行うことで差し支えない。		救命胴衣
.6 救命胴衣を着用しないで浮いていること	救命胴衣を着用せずに浮いた状態を維持できること。	・救命胴衣を着用しない状態で、「背浮き」を行い、安定して呼吸できることを確認する。自分の体重・体型に合った背浮きの姿勢を理解する。	○「背浮き」姿勢の実施は、海中に飛び込んだ場合の呼吸確保を図るという訓練の目的上、基本中の基本。 ○訓練手引書には、あおむけになり手足をゆっくり動かし浮遊すること、立ち泳ぎはかなり運動量が多いので好ましくない旨記載されている。		
.7 救命胴衣を着用して船舶及び水中から救命艇及び救命いかだに乗り込むこと	救命胴衣を着用して船舶および水中から生存艇に乗り込むことができること。	・救命胴衣を着用した状態で、正しい手順・動作で、救命艇又は救命いかだに乗り込む。 ・船舶からの救命艇への乗り込みは、ダビッドに格納された状態で行う。 ※船内における訓練や履歴をもって実施することができる。 ・救命いかだの搭載を義務付けられていない船舶に乗組む者にあつては、視聴覚機材等による訓練に代えることができる。			救命胴衣 救命艇又は救命いかだ（ライフラフト）
.8 生存の可能性を向上させるために救命用の端艇及びいかだの上で初期行動を行うこと	生存の可能性を向上させるために生存艇上で初期行動を行うことができること。	・救命艇又は救命いかだに乗り込み、行動指導書に従って、初期行動（速やかに離船するための行動等）を実施する。 ※船内における訓練や履歴をもって実施することができる。 ・救命いかだの搭載を義務付けられていない船舶に乗組む者にあつては、視聴覚機材等による訓練に代えることができる。	○初期行動の内容と実施手法について理解できれば、必ずしも訓練に参加する全員が個別の行動をすべて実施しなくともよい。 ○訓練手引書では、あかくみでの水分除去、ふいごによる充気、集団作業の原則、飲料水や食糧の配給、雨水の確保、交替による見張り等について記載		救命用の端艇又は救命いかだ（ライフラフト）
.9 シーアンカーの使用（stream）	シーアンカーを流すことができること。	・シーアンカーの正しい使用方法と機能（どの程度かの水中抵抗力があるのか等）を理解する。救命艇・救命いかだの中で行わなくてよい。 ※船内における訓練や履歴をもって実施することができる。 ・救命いかだの搭載を義務付けられていない船舶に乗組む者にあつては、視聴覚機材等による訓練に代えることができる。	○使用方法と機能について理解できれば、必ずしも訓練に参加する全員が投入を行わずともよい。 ○救命艇やいかだの中からの投入でなくともよい。 ○訓練手引書では、膨張式救命いかだについて、予備のシーアンカーも投入する旨記載されている。		シーアンカー

別表第 1（生存技術に係る基本訓練）

.10 救命艇の端艇及びいかだの備品の操作	生存艇の備品の操作ができること。	・救命艇又は救命いかだに乗り込み、備品の確認及び操作を行う。 ※船内における訓練や履歴をもって実施することができる。	○備品の内容と使用方法について理解できれば、必ずしも訓練に参加する全員が確認と操作を行わずともよい。 ○訓練手引書では、艀装品について備品確認、浮き輪、安全ナイフの使用方法等について記載。		救命用の端艇又は救命いかだ（ライフラフト）の備品
.11 無線設備を含む位置を知らせる装置の操作	無線設備を含む位置指示装置の操作ができること。	・無線設備、無線装置、信号類の操作方法・取扱い方法について理解する。 ※船内における訓練や履歴をもって実施することができる。	○無線設備等の操作方法について理解できれば、必ずしも訓練に参加する全員が操作を行わずともよい。 ○訓練手引書では、救命艇等の艀装品である落下さん付信号、信号紅炎等の使用方法について記載。		無線装置又は無線設備

注）生存技術に係る基本訓練は、上記の基準のほか、別添「生存技術等訓練（生存訓練及び消火訓練の確認／実施心得）」に沿って行うこととする。

別表第 1（防火及び消火に係る基本訓練）

科目・能力の 証明方法 （表 1-6-1- 2）	訓練目的 （IMO Model Course 1.20）	消火に関する 基本訓練の基準	訓練基準の考え方（補足） （訓練手引書の記載）	講師の要件	施設、設備及び機材 並びに教材
.1 各種持運び式消火器の使用	各種持運び式消火器が使用できること。	・各種（粉末、CO2、泡）の持運び式消火器を全種類使用する。（.5 と同時で可）		次のいずれにも該当すること。 ・三級海技士（航海）、三級海技士（機関）若しくはこれらの資格より上級の資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者 ・講師の知識及び能力の確保・維持のための研修を受講すること。ただし、海外の実地訓練機関の場合はこの限りでない。	持ち運び式消火器（粉末式、二酸化炭素式及び泡式）
.2 自蔵式呼吸具の使用	自蔵式呼吸具が使用できること。	・呼吸具を正しく装着し、呼吸を行う。 ※船内における訓練や履歴をもって実施することができる。 ・呼吸具の搭載が義務付けられていない船舶に乗組む者にあっては、視聴覚機材等による訓練に代えることができる。			自蔵式呼吸具
.3 小規模火災の消火（例えば、電気火災、油火災、プロパン火災）	小規模火災の消火ができること。（例えば、電気火災、油火災、プロパン火災）	・油等の実際の小規模火災を、持ち運び式消火器等で消火（初期消火）する。（.5 と同時で可）			小規模火災の消火訓練に必要な火元となるもの 持ち運び式消火器等
.4 大規模火災の水による噴射(jet)及び噴射(spray)ノズルを用いた消火	大規模火災を射水・水霧ノズルを用いた水による消火ができること。	・隊を組み、隊長の指示に従い、水ホース（ジェット水流及びスプレー水流）で、火元に向かって射水する。 ・少なくとも一度は放水の最前列（消火ホース若しくはアプリケーションターのノズルマン）での消火を行うこと。 ・射水設備の搭載が義務付けられていない船舶に乗組む者にあっては、視聴覚機材等による訓練に代えることができる。 ・アプリケーションターの搭載が義務付けられていない船舶に乗り込む者にあっては、アプリケーションターなしでの消火も可。	○訓練手引書では、ノズル員、同補助者、ホース員の最低3名により、本格消火としてアプリケーションターを使用して水霧と直射水による消火効果、消火作業の手順について記載。		大規模火災の消火訓練に必要な火元となるもの 消火設備であって、射水及び水霧ノズルを有するもの
.5 泡、粉末又は他の適切な化学薬剤による消火	泡、粉末又は他の適切な化学薬剤による消火ができること。	・普通火災、油火災、電気火災にそれぞれ適した消火剤の違いを理解した上で、各種（粉末・CO2・泡）の持運び式消火器を使う。	○訓練手引書では、液体・泡・炭酸ガス・粉末消火器の分類特性と使用方法について記載。		持ち運び式消火器（粉末式、二酸化炭素式及び泡式）
.6 高発泡率の泡が注入された区域への呼吸具を装着することなく命綱だ	呼吸具を装着せずに命綱を用いて高膨張泡が入った区画への進入及び通過ができること。	・鎮火後の要救助者の搜索を想定し、高発泡率の泡（.5 で行った噴射後の泡消火剤で可）の上を、滑って転ばないように歩く。	○5. で実施した泡消火が散布された状態で歩行すればよく、高発泡率の泡の注入が現実的ではない場合には必ずしも実施する必要はない。		泡が注入された区画

別表第 1（防火及び消火に係る基本訓練）

けでの進 入 及び通過					
.7 煙の充 満 した閉 鎖 区 域にお ける 自 蔵 式 呼 吸 具を装 着し ての消 火活動	煙の充 満した閉 鎖区域内で自 蔵 式呼吸具を装 着し 消火活動ができる こと。	・呼吸具を装着し、かつ、視 界が制限された状態で、消火 器を使用する。 ・呼吸具の搭載が義務付けら れていない船舶に乗組む者に あっては、視聴覚機材等によ る訓練に代えることができる。			煙の充満した閉鎖区域 炎及 び大量の煙の充満した居住区 又は機関室を模した区域
.8 炎及び大 量の煙の充 満した居 住 区または模 擬機関室内 における霧 状水又は他 の適切な消 火剤による消 火	炎及び大量の煙 が充満した居住 区または模擬機 関室内における 水霧又は他の適 切な消火剤による 消火ができるこ と。	・視界が一部制限された状態 で、消火器を使用する。（.7 と 同時で可） ・スモークマシーン等を使用 し、煙を作ること可			大量の煙の充満した居住区ま たは模擬機関室
.9 霧放射器 （fog applicator）及 び 噴 射 （spray）ノズ ル、乾燥化学 薬品粉末又は 泡放射器による 油火災の消火	アプリケーション ノズルおよび水霧ノ ズル、または粉末 消火薬剤もしくは 泡放射器による 油火災の消火が できること。	・実際の油火災を、水放射（2 列で隊を組み、アプリケーション ノズルによる噴霧で消火隊全 体を保護しつつ、噴射ノズル で火元を狙う）、粉末又は泡で 消火する。 （水放射による消火は、.4 と同 時で可） （粉末・泡による消火は、.5 と 同時で可） ・射水設備の搭載が義務付け られていないを有さない船舶 に乗組む者にあっては、視聴 覚機材等による訓練に代える ことができる。 ・アプリケーションの搭載が義 務付けられていない船舶に乗 り込む者にあっては、アプリ ケーターなしでの消火も可。	①油火災のような高熱量火災が船舶 内の密閉空間で発生した場合、いか に消火隊が火災の輻射熱から身を守 りつつ火元に近接することが重要であ り、1列がアプリケーションノズルでの散 水で周囲を冷却し消火隊を防御しつ つ、もう1列が直射水により消火を行 うことが必要。 ②特に海保の支援が得られない外航 船では上記が重要。 ③各社操練においては、2条の射水 が実施されている。 ④射水消火装置消火ポンプの要件上 も、火災区域で射程12m2条の射水 を送れることと規定されている。		霧放射器、噴射ノズル及び乾 燥化学薬品粉末又は泡放射器
.10 煙の充 満した区域 において呼 吸具を装 着しての 救助の実 施	呼吸具を装着し て、煙の充満した 区域において救 助ができること。	・視界が一部制限された状態 で、人形あるいは人を模した 物を、担いで動かす。 ※船内における訓練や履歴を もって実施することができる。 ・呼吸具の搭載が義務付けら れていない船舶に乗組む者に あっては、視聴覚機材等によ る訓練に代えることができる。			煙の充満した区域 呼吸具 人形あるいは人を模したもの

注)防火及び消火に係る基本訓練は、上記の基準のほか、別添「生存技術等訓練（生存訓練及び消火訓練の確認／実施心得）」に沿って行うこととする。

別表第 1（初歩的な応急手当に係る基本訓練）

科目・能力の 証明方法 (表 A-6-1-3)	訓練目的 (IMO Model Course1.13)	初歩的な応急手当に関する 基本訓練の基準	訓練基準の考え方(補足) (訓練手引書の記載)	講師の要件	施設、設備及び 機材並びに教材
.1 事故又はその他の身体の緊急事態発生の際に応急措置を施すこと	事故又はその他の身体の緊急事態発生の際に応急措置を施すこと	負傷者及び自己の安全を脅かす脅威に対する処置の判断 人体構造及び機能の認識 次の能力を含む非常事態に取るべき応急処置に関する理解 . 1 負傷者の姿勢 . 2 蘇生技術の適用 . 3 出血措置 . 4 基本的なショック時の適切な処置 . 5 感電事故を含む火傷の適切な処置 . 6 負傷者の救助及び移送 . 7 包帯を即席で作ること、救急箱内の物品の使用	6 応急手当 応急医療具の管理と使用方法の熟知 6-1 止血 (1)圧迫止血法 (2)動脈止血法 (3)止血体による止血法 6-2 溺者に対する処置 (1)呼吸の有無 (2)人工呼吸 6-3 骨折に対する処置 6-4 火傷に対する処置 6-5 ショックに対する処置	海技士の資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者	医薬品、衛生用品、日本船舶医療便覧等

別表第 1（個々の安全及び社会的責任に係る訓練）

科目・能力の 証明方法 (表 A-6-1-4)	訓練目的 (IMO Model Course1.21)	個々の安全及び社会的責任に関する 基本訓練の基準	訓練基準の考え方(補足) (訓練手引書の記載)	講師の要件	施設、設備及び機材 並びに教材
.1 非常時の手 順の遵守がで きること	非常時の手順の 遵守ができるこ と	衝突、火災、沈没等発生する可能性のある非 常事態の種類 非常事態に対応するための船内非常配置計 画に関する知識 非常信号と非常配置表中の乗組員に割り当 てられた特定の任務: 非常部署、個々の安全 設備の正しい使用 火災、衝突、沈没及び船内への浸透を含む潜 在する非常事態の発見に関して取るべき措置 非常警報信号を聴いた際に取りるべき措置 訓練及び操練の必要性 避難路並びに船内通信及び警報装置に関す る知識	[1] 生存対策及び救命設備 I 生存維持の概要 3 操練及び訓練の重要性 4 操練 5 船上教育及び船上訓練 6 非常配置表 II 退船 1 退船にいたるまでの作業 2 退船作業 3 退船直後の作業 [2] 船舶火災への対応 VI 火災探査装置及び手動 警報装置	海技士の資格を有する者又 はこれらと同等以上の能力 を有すると認められる者	テキスト(適宜)
.2 海洋環境の 汚染防止のた めの予防措置 がとれること	海洋環境の汚染 防止のための予 防措置がとれる こと	海運が海洋環境に与える影響及び運航上の 理由又は予期せずに起こる汚染が海洋環境 に対して及ぼす結果に関する基礎知識 基本的な環境保護のための手順 海洋環境の複雑性及び多様性に関する基礎 知識			
.3 安全な作業 の実施を遵守 できること	安全な作業の実 施を遵守できる こと	常に忠実に完全作業を実施することの重要性 船内の潜在的な危険に対して有用な安全と防 護装置 閉鎖区域に入る際に取りるべき予防措置 事故防止と職業上の健康に関する国際的対 策の習熟	[2] 生存対策及び救命設備 I 生存維持の概要 3 操練及び訓練の重要性 4 操練 5 船上教育及び船上訓練		
.4 船内の効果 的なコミュニケ ーションに貢献 すること	船内の効果的な コミュニケーションに貢献するこ と	船内における個人間及びチーム間の効果的 なコミュニケーションについての原則及びそれ らを妨げる障壁についての理解 効果的なコミュニケーションを確立、維持する 能力			
.5 船内の良好 な人間関係に 貢献すること	船内の良好な人 間関係に貢献す ること	船内における良好な人間関係及び作業環境 の維持の重要性 争いごとの解決を含む共同作業の基本的な 原則及び慣行 社会的責任 雇用状態 個人の権利と義務 薬物及びアルコールの乱用の危険			
.6 疲労防止を	疲労防止を理解	必要な休息を確保することの重要性			

別表第 1（個々の安全及び社会的責任に係る訓練）

理解し必要な措置をとること	し必要な措置をとること	睡眠、スケジュール及び24時間周期の体内リズムが疲労に対してもつ効果 物理的なストレス因子が船員に与える影響 スケジュール変更が船員の疲労に与える影響			
---------------	-------------	---	--	--	--

別表第 1 の 2（個々の安全及び社会的責任に係る訓練）

科目・能力の 証明方法 (表 A-6-1-4)	訓練目的 (IMO Model Course1.21)	個々の安全及び社会的責任に関する 基本訓練の基準	訓練基準の考え方(補足) (訓練手引書の記載)	講師の要件	施設、設備及び機材 並びに教材
.1 非常時の手 順の遵守がで きること	非常時の手順の 遵守ができるこ と	衝突、火災、沈没等発生する可能性のある非 常事態の種類 非常事態に対応するための船内非常配置計 画に関する知識 非常信号と非常配置表中の乗組員に割り当 てられた特定の任務: 非常部署、個々の安全 設備の正しい使用 火災、衝突、沈没及び船内への浸透を含む潜 在する非常事態の発見に関して取るべき措置 非常警報信号を聴いた際に取りるべき措置 訓練及び操練の必要性 避難路並びに船内通信及び警報装置に関す る知識	[1] 生存対策及び救命設備 I 生存維持の概要 3 操練及び訓練の重要性 4 操練 5 船上教育及び船上訓練 6 非常配置表 II 退船 1 退船にいたるまでの作業 2 退船作業 3 退船直後の作業 [2] 船舶火災への対応 VI 火災探査装置及び手動 警報装置	海技士の資格を有する者又 はこれらと同等以上の能力 を有すると認められる者	テキスト(適宜)
.2 海洋環境の 汚染防止のた めの予防措置 がとれること	海洋環境の汚染 防止のための予 防措置がとれる こと	海運が海洋環境に与える影響及び運航上の 理由又は予期せずに起こる汚染が海洋環境 に対して及ぼす結果に関する基礎知識 基本的な環境保護のための手順 海洋環境の複雑性及び多様性に関する基礎 知識			
.3 安全な作業 の実施を遵守 できること	安全な作業の実 施を遵守できる こと	常に忠実に完全作業を実施することの重要性 船内の潜在的な危険に対して有用な安全と防 護装置 閉鎖区域に入る際に取りるべき予防措置 事故防止と職業上の健康に関する国際的対 策の習熟	[2] 生存対策及び救命設備 I 生存維持の概要 3 操練及び訓練の重要性 4 操練 5 船上教育及び船上訓練		
.4 船内の効果 的なコミュニケ ーションに貢献 すること	船内の効果的な コミュニケーションに貢献するこ と	船内における個人間及びチーム間の効果的 なコミュニケーションについての原則及びそれ らを妨げる障壁についての理解 効果的なコミュニケーションを確立、維持する 能力			
.5 船内の良好 な人間関係に 貢献すること	船内の良好な人 間関係に貢献す ること	船内における良好な人間関係及び作業環境 の維持の重要性 争いごとの解決を含む共同作業の基本的な 原則及び慣行 社会的責任 雇用状態 個人の権利と義務 薬物及びアルコールの乱用の危険			

別表第 1 の 2 （個々の安全及び社会的責任に係る訓練）

.6 性的暴行やセクハラを含む、いじめやハラスメントの防止及び対応に貢献すること	性的暴行やセクハラを含む、いじめやハラスメントの防止及び対応に貢献すること	暴力とハラスメントの防止 セクハラやいじめ、性的暴行を含む暴力とハラスメントと継続的な被害に関する基礎知識と理解 セクハラやいじめ、性的暴行を含む暴力とハラスメントが、被害者、加害者、傍観者、関係者にもたらす結果とその安全への影響、健康及び福祉に関する基礎知識と理解 職務上の力関係や差別、ストレス、孤立、疲労、薬物、アルコールがセクハラやいじめ、性的暴行を含む暴力とハラスメントにつながる強制的な状況を生み出す可能性があることを理解 暴力やハラスメントへの対応 セクハラやいじめ、性的暴行を含む暴力とハラスメントを特定する能力 セクハラやいじめ、性的暴行を含む暴力とハラスメントを防止、介入、報告するために取るべき措置に関する基礎知識 心理的トラウマ(トラウマ・インフォームド・レスポンス)の基本原理及び被害者、目撃者、自分自身への適切な支援方法の理解			
.7 疲労防止を理解し必要な措置をとること	疲労防止を理解し必要な措置をとること	必要な休息を確保することの重要性 睡眠、スケジュール及び24時間周期の体内リズムが疲労に対してもつ効果 物理的なストレス因子が船員に与える影響 スケジュール変更が船員の疲労に与える影響			

(第一号書式)

発給年月日

Issued on dd / mm / yyyy

改正STCW条約第VI／1規則に基づく基本訓練修了証
Certificate of Proficiency for basic training in accordance with regulation VI/1 of
STCW Convention, as amended

氏名(旧姓) Name(Former surname) of the holder of the certificate :

.....
生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy

本籍地の都道府県又は国籍 Nationality :

上記の者は、改正された1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第VI／1規則に基づく基本訓練を修了したことを証明する。

It is certified that the above mentioned person has been completed a basic training in accordance with regulation VI/1 of STCW Convention, as amended.

船舶所有者等の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner :

住所 Address :

氏名又は名称(印) Name (Stamp) :
.....

この証明書は、日本国政府により承認されているものである。

This Certificate is approved by Japanese Government.

(第一号の二書式)

発給年月日

Issued on dd / mm / yyyy

改正STCW条約第VI／1規則に基づく基本訓練修了証
Certificate of Proficiency for basic training in accordance with regulation VI/1 of
STCW Convention, as amended

氏名(旧姓) Name(Former surname) of the holder of the certificate :

.....
生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy

本籍地の都道府県又は国籍 Nationality :

上記の者は、改正された1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第 VI／1規則(MSC 決議第560号(108)による改正を含む。)に基づく基本訓練を修了したことを証明する。

It is certified that the above mentioned person has been completed a basic training in accordance with regulation VI/1 of STCW Convention, as amended including requirements adopted by the Resolution MSC.560(108)

船舶所有者等の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner :

住所 Address :

氏名又は名称(印) Name (Stamp) :
.....

この証明書は、日本国政府により承認されているものである。

This Certificate is approved by Japanese Government.

(第二号書式)

発給年月日 Issued on dd / mm / yyyy	
有効期間 Valid until dd / mm / yyyy	
改正STCWコードA-VI/1節3に基づき生存技術、防火及び消火に関する能力維持の証明書 Certificate for maintaining of competence in personal survival techniques, fire prevention and fire fighting in accordance with paragraph 3 of section A-VI/1 of STCW Code, as amended	
氏名(旧姓) Name(Former surname) of the holder of the certificate :	
生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy	
本籍地の都道府県又は国籍 Nationality :	
上記の者は、改正された船員の訓練及び資格証明並びに当直コードA-VI/1節の3に基づき 生存技術、防火及び消火に関する能力を維持していることを証明する。 It is certified that the above mentioned person has been maintained of competence in personal survival techniques, fire prevention and fire fighting in accordance with paragraph 3 of section A-VI/1 of STCW Code, as amended.	
備考 Note 例: 以下に掲げる事項は、関連する設備につき乗り組む船舶への搭載義務がない等により座学 /視聴覚教材のみの学習としている。 ・設備(イマーシONSーツ) — 訓練科目(生存:イマーシONSーツの着用と使用) ・設備(呼吸具)—訓練科目(消火:呼吸具装着消火、呼吸具装着救助) ・設備(アプリケーター)—訓練科目(消火:大規模消火のうちアプリケーターの使用)	
船舶所有者等の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner : 住所 Address :	
氏名又は名称(印) Name (Stamp) :	
この証明書は、日本国政府により承認されているものである。 This Certificate is approved by Japanese Government.	

第三号書式

STCW条約第6章第1規則及び船員労働安全衛生規則第11条第1項に基づく
基本訓練のうち、実地訓練に関する確認を受けるための申請書

第 号
年 月 日

国土交通省海事局船員政策課長 殿

申請（申出）者の氏名又は名称
代表者の氏名
所在地

「STCW条約第6章第1規則に定める基本訓練の実施を担保するための船員労働安全衛生規則第11条第1項に基づく安全衛生に関する教育及び訓練の実施について」（令和2年4月13日付け国海員第14号）5（1）に基づく確認（5（3）に基づく更新のための確認）を受けたいので、別紙関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 確認（更新）を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	住 所	
2. 実地訓練事務を行おうとする事務所の名称及び所在地	名 称	
	所在地	
3. 確認を行う実地訓練の種類		生存訓練 ・ 消火訓練 (備考：訓練内容に条件がある場合記載)
4. 実地訓練事務の開始予定日		

第四号書式

STCW条約第6章第1規則及び船員労働安全衛生規則第11条第1項に基づく
基本訓練のうち、実地訓練に関する確認書

第 号
年 月 日

申請（申出）者の氏名又は名称
代表者の氏名
所在地

国土交通省海事局船員政策課長

年 月 日付け による確認の申請について、「STCW条約第6章第1規則に定める基本訓練の実施を担保するための船員労働安全衛生規則第11条第1項に基づく安全衛生に関する教育及び訓練の実施について」（令和2年4月13日付け国海員第14号）5（1）に基づく確認（5（3）に基づく更新のための確認）を行ったので、下記の内容に係る確認書を交付します。

記

1. 確認（更新）を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	住 所	
2. 実地訓練事務を行おうとする事務所の名称及び所在地	名 称	
	所在地	
3. 確認を行った実地訓練の種類	生存訓練 ・ 消火訓練 (備考：訓練内容に条件がある場合記載)	
4. 確認を行った日		
5. 有効期間		

基本訓練実施記録簿

船舶所有者名：_____

番号	氏名	訓練	実施年月日	訓練機関名 又は自社	実施場所 (市区町村名 又は船名)	特例の適用	備考
1		生存訓練					
		消火訓練					
		応急訓練					
		安全社会訓練					
2		生存訓練					
		消火訓練					
		応急訓練					
		安全社会訓練					
3		生存訓練					
		消火訓練					
		応急訓練					
		安全社会訓練					
4		生存訓練					
		消火訓練					
		応急訓練					
		安全社会訓練					

- (注) 1. 一つの訓練を複数の訓練機関等で実施した場合は、行を分割し、それぞれについて記載することとし、備考欄に、各訓練機関等で実施した「STCW 条約第 6 章第 1 規則を担保するための船員労働安全衛生規則第 11 条第 1 項に基づく教育及び訓練の実施について」（令和 2 年 4 月 13 日付け国海員第 14 号。以下「通達」という。）別表第 1 の科目・能力の証明方法の欄に掲げる各科目の番号等を記載すること。
2. 記録の内容に変更（例えば、5 年毎の生存訓練及び消火訓練を修了した場合等）があった場合には、変更後の内容を上書きすること。
3. 退職、転籍出向、陸上勤務への異動等により自社での基本訓練の実施対象ではなくなった者については、備考欄に対象ではなくなった日及びその事由（例えば、「2023/3/31 退職」）を記載すること。この場合、当該者の記録は、当該対象ではなくなった日から 5 年間保存すること。（保存期間経過後は削除）。
4. 次に該当する者については、備考欄に次の「 」とおり記載すること。
- ① 通達 2 (2) ①の規定により応急訓練及び安全社会訓練の実施を要しない者 ⇒ 「海技免状受有者特例」
 - ② 通達 2 (2) ②の規定により生存訓練及び消火訓練の実施を要しない者 ⇒ 「海技免状初回受有者特例」
 - ③ 通達 3 (4) の規定により基本訓練の実施を要しない者 ⇒ 「締約国証明受有者」
 - ④ 通達 4 (2) の規定により生存訓練又は消火訓練を修了したとみなすこととした者 ⇒ 「免許講習特例」
 - ⑤ 通達 4 (3) の規定により消火訓練を修了したとみなすこととした者 ⇒ 「消防講習特例」
 - ⑥ 通達 4 (4) の規定により実地訓練の一部を視聴覚教材により受講した者 ⇒ 「一部視聴覚教材代替」

記載例

別記様式 1

基本訓練実施記録簿

船舶所有者名：株式会社 ○○汽船

番号	氏名	訓練	実施年月日	訓練機関名 又は自社	実施場所 (市区町村名 又は船名)	特例の適用	備考
1	○○ ○○	生存訓練	2022/5/1	○○センター	横須賀市		
		消火訓練	2022/5/2	○○センター	横須賀市		
		応急訓練	2022/6/15	自社	○○丸		
		安全社会訓練	2022/6/30	自社	千代田区		
2	△△ △△	生存訓練	2022/5/1	○○センター	横須賀市		
		消火訓練	2022/5/2	○○センター	横須賀市		
		応急訓練				海技免状受有者特例	
		安全社会訓練				海技免状受有者特例	
3	×× ××	生存訓練	2022/8/1	○○機構	横須賀市		
		消火訓練	2022/8/2	○○機構	横須賀市		
		応急訓練	2022/7/15	自社	千代田区		
		安全社会訓練	2022/7/1	自社	○○丸		科目 1～3
			2022/7/15	自社	千代田区		科目 4～6
4	◇◇ ◇◇	生存訓練	2022/8/1	○○機構	芦屋市		2025/3/31 退職
		消火訓練	2022/8/2	○○機構	芦屋市		
		応急訓練				海技免状受有者特例	
		安全社会訓練				海技免状受有者特例	

基本訓練修了証等交付記録簿（〇〇年度）

船舶所有者名：_____

（１）基本訓練修了証

交付月日	氏 名	生年月日	備考

（２）技能証明書

交付月日	有効期間	氏 名	生年月日	備考

- （注）１．本記録簿は、上記記載の基本訓練修了証の写し及び技能証明書の写しとともに保存すること。
２．本記録簿には、船舶所有者が、基本訓練修了証又は技能証明書の発給が不要な者に対して、任意で基本訓練修了証又は技能証明書を発給した場合も記載すること。

記載例

別記様式 2

基本訓練修了証等交付記録簿（2012 年度）

船舶所有者名：株式会社 ○○汽船

（1）基本訓練修了証

交付月日	氏 名	生年月日	備考
10/1	○ ○ ○ ○	1995/1/1	
3/31	△ △ △ △	1980/1/1	

（2）技能証明書

交付月日	有効期間	氏 名	生年月日	備考
10/1	2027/9/30	○ ○ ○ ○	1995/1/1	
3/31	2028/3/30	△ △ △ △	1980/1/1	

(別添)

生存技術等訓練（生存訓練及び消火訓練の確認／実施心得）

1. 全般・危機管理

実地訓練機関は、QMS に基づく品質管理体制の下で、シラバス（教育指導要領）及び訓練実施要領（手順書）を作成すること。また、講師についても、QMS に基づく品質管理体制の下で、継続的な技量向上に努めること。

シラバス及び訓練実施要領の企画立案に当たっては、訓練施設に応じて、リスク評価(risk assess)又はハザード分析（hazard analysis）を実施し、訓練実施中の事故リスクの低減を図ること。

訓練中の各種事故発生を想定し、各種の緊急事態用の資機材（AED、救急救命用品、バックボード、レスキューチューブの類（個々の生存技術）、予備の消火設備（消火）等々）を用意しておくこと。また、講師は、定期的に非常事態のシナリオを想定した訓練を行い、手順に習熟しておくこと。実地訓練機関（本部）の責任部署や関係官公署（地元の警察署、消防署等）も含めた緊急連絡体制を構築しておくこと。外部の施設を借用して訓練を行う場合は、当該施設の安全管理担当者との責任分担や緊急時対応について整理しておくこと。

消火訓練に際しては、必要に応じ、地域の火災予防条例等に基づき、最寄りの消防署に「火災と紛らわしい行為」の事前届出をしておくこと。周辺環境に配慮し、消火剤や煙の実地訓練施設外への飛散防止に努めるとともに、廃液処理にも注意すること。

地震、津波、台風等の天災を想定し、毎回の講習に先立って、避難場所、避難経路、誘導の方法等について、受講者に説明すること。

安全な訓練の実施のためには講師陣のチームワークが重要であり、トライアル等を通じて講師間での意思疎通を図っておくとともに、毎回、事前のブリーフィング及び事後のデブリーフィングを行い、訓練内容の向上を図ること。日ごろから最新の水難救助法や消火技術の知識・技能の習得に努めること。

その他、各種関連法規を確認のうえ、コンプライアンスの確保に努めること。

2. 訓練場所・資機材等

訓練場所の選定に関しては、各訓練科目が確実かつ安全に行えるかどうか、トライアルを行って十分に確認すること。また、受講生及び講師の安全衛生上、適切な環境（暑さ・寒さ対策等）を確保すること。

訓練で用いる救命設備・消火設備は、原則として SOLAS 条約の各種要件に準拠したものをを用いること。

3. 各種訓練科目に関する注意点

(1) 生存技術に係る基本訓練（生存訓練）

訓練科目	注意すべき点
.1 救命胴衣の着用	1分以内に着用できることを目標に、着用を指導すること。笛・胴衣灯等の付属物は、着水時の事故リスクになることに注意すること。
.2 イマーシヨンスーツの着用と使用	2分以内に着用できることを目標に、着用を指導すること。水中への飛び込み前には、スーツ内の空気抜き的重要性を説明したうえで、十分に行わせること。着用したまま長時間活動することは、受講者の体力消耗につながることに注意し、迅速に訓練項目を実施させること。
.3 高所から海中への安全な飛び込み	プールの水深を踏まえつつ、受講者の飛び込み時及び飛び込み後の浮上時に、受講者の頭部等がプールの側面や飛び込み台に当たらないよう留意すること。特にイマーシヨンスーツを着用しての飛び込みに際しては、スーツの種類によっては、又は飛び込み前のスーツ内の空気抜きが不十分だった場合には、飛び込み後に反動で大きく浮上する恐れがあることに注意すること。また、飛び込む場所のプールの水深は、飛び込み時に受講者が底に当たらないよう留意すること。飛び込み時に想定される様々なリスク（プールの壁・底への衝突（最悪の場合は頸椎損傷）、冷水ショック、溺れやパニック、等々）に対応するため、必要に応じ安全監視員（潜水士の資格を持っていることが望ましい）を、飛び込み箇所の近傍（飛び込み台の直下で、受講者の着水の邪魔にならない場所）に配置すること。飛び込み姿勢としては、着水時の水面からの衝撃を最小化するよう、また、着水の衝撃で受講者が股関節を痛めないよう、両足を交差させるとともに、真っ直ぐの姿勢で着水できるよう、事前に陸上で十分に練習させること。
.4 救命胴衣着用時の反転した救命いかだの復正	使用するいかだの種類・大きさに関わらず、正しい手順・姿勢での復正を行わせることを目的とする。 いかだに付属するボンベ・安定水嚢は、復正時の事故リスクであることに注意すること。 復正時に想定される様々なリスク（復正装置に絡まる、冷水ショック、溺れやパニック、等々）に対応するため、

訓練科目	注意すべき点
	緊急時にいかだを即座に持ち上げて受講者を救出できるよう、いかだの周囲に複数の安全監視員を配置すること。
.5 救命胴衣を着用して泳ぐこと	受講者一人での泳ぎに加えて、集団での移動も行わせること。
.6 救命胴衣を着用しないで浮いていること	「背浮き」を基本とし、受講者の体型等に応じて伏し浮きも教えるなど適切な姿勢を取らせ、一定時間、浮いた状態を維持させることを目的とする。受講者の中には浮きづらい人もいるので、十分な数の安全監視員を配置し、受講者の溺れに十分注意すること。
.7 救命胴衣を着用して船舶及び水中から救命艇及び救命いかだに乗込むこと	救命胴衣着用時は体を動かしにくく、足下の確認もしにくいため注意を要することを受講者に事前説明するとともに、講師及び安全監視員はそのことに注意して受講者の安全を確保すること。 救命胴衣を適切に着用できていない場合、救命胴衣の紐が緩んで救命胴衣が動いたり、紐がほどけて引っかかったりすることがある。講師及び安全監視員は、受講者の救命胴衣の着用状況を訓練開始から終了まで継続して確認し、着用状況に不備が生じた場合は訓練を一時中断し、受講生自身に適切に着用させること。適切な着用を確認できるまでは訓練を再開しないこと。
.8 生存の可能性を高めるために救命艇／救命いかだの上で初期行動を行うこと。	講師はあらかじめ行動指導書や艀装品取扱説明書等を熟読し、生存に必要な初期行動の内容を簡潔明瞭に説明できるようにしておくとともに、艀装品全ての使用目的と使用方法を説明し、時間の許す限り、受講者に使用させる等の体験させるよう工夫すること。
.9 シーアンカーの使用	講師は、時間の許す限り、受講者に使用させる等の体験をさせるよう工夫すること。
.10 無線装置を含む位置を知らせる装置の操作	EPIRB は、訓練用のものを使用し、実際に遭難信号が出ないように注意すること。

(2) 防火及び消火に係る基本訓練

訓練科目	注意すべき点
.1 各種持運び式消火器の使用	船内で一般的に用いられている持運び式消火器としては、粉末消火器、二酸化炭素消火器、泡消火器の三種類であることから、これら三種類すべての特性（消火に適した火災の種類と消火可能面積、操作手順及び使用上の注意、放射到達距離、放射持続時間）を受講者に理解させた上で、実際の火災（A 火災及び B 火災）を対象に、適切な消火活動を行わせることを目的とする。 各受講者は、これら三種類すべての消火器を扱わせることとし、①火災の発見・周知、②消火器を確保し、安全栓を抜く、③放射、④火元に接近して消火、⑤鎮火確認、⑥再発火のおそれがあることに注意しつつ安全な場所まで後退、という一連の流れを確実に実施させること。（消火対象とする火元は、下記3を参照。） 二酸化炭素消火器の屋内での使用は、急性二酸化炭素中毒の恐れがあることに注意すること。やむを得ず屋内で使用しなければならない場合には換気に十分配慮し、二酸化炭素が高濃度にならないようにすること。 （労働安全衛生法による事務所衛生基準規則では、濃度5000ppm以下）
.2 自蔵式呼吸具の使用	空気使用量は、受講者の体格・肺活量や呼吸具装着時の活動内容によって異なってくることを受講者に理解させるとともに、本訓練中の各種活動（消火活動、救助活動）を通じて、各受講者の空気使用量を計測させること。 受講者に空気ボンベの交換をさせる場合には、素手での作業は避けること。
.3 小規模火災の消火（例えば、電気火災、油火災、プロパン火災）	A 火災の場合、自らの火災により炎が飛散しないように注意し、木材等が望ましく、布・紙類は避けること。なお、A 火災の特性から完全な鎮火は時間を要することに注意すること。 B 火災の場合、燃料は灯油を基本とした上で、着火を容易にするためにガソリンを少量混ぜてもよいが、その取り扱いには十分注意すること。
.4 大規模火災の水による噴射及び噴射ノズルを用いた消火	「大規模火災」とは、「持運び式消火器による初期鎮火（初期消火）が失敗して、さらに火災が大きくなっている段階の火災」であるが、訓練では火災が背丈近く～天

訓練科目	注意すべき点
	井まで炎上している程度の規模の火災とすること。 射水消火は、2条（以上）のホース及び可変ノズル・アプリケーションノズルを用いて、水噴霧（フルフォグ）による「守り」（火炎や輻射熱を防御・制御し、消火隊を火炎から守り、延焼を防ぐべき対象物を守るとともに、水による冷却効果により再延焼を防ぐ）と、パワーコーンによる「攻め」（火炎を抑え込む）を戦略的に組み合わせて消火活動を行わせることを目的とする。 また、実際の消火活動に先立ち、ホースハンドリングとして、各ポジション（ノズルマン、サブノズルマン、ホースマン、タグラインマン）の役割を認識させた上で、消火指揮者の各種命令（「ホース前（後ろ）へ！」「ホース右（左）へ！」「ノズル右（左）へ！」等々）に対応して消火隊が一体となって移動・活動できるよう、ホースの持ち方・さばき方、ステップについても十分に習熟させること。
.5 泡, 粉末又は他の適切な化学薬剤による消火	（上記.1 及び#3 を参照。）
.6 高発泡率の泡が注入された区域への呼吸具を装着することなく命綱だけでの進入及び通過	想定として、固定式泡消火器等の大量の泡消火薬剤による消火活動が行われた後に、その区域に進入し、安全確認や行方不明者の搜索等を行うことを目的とする。 訓練場所には、可能であれば閉鎖された区域の中で、歩行に何らかの支障となるような障害物を置いた上で、大量の泡で床面を覆う状態を用意すること。受講者は、その中を、足先で障害物（又は行方不明者の有無）を探りながら、また、泡で滑らないよう、慎重に歩かせること。
.7 煙の充満した閉鎖区域における自蔵式呼吸具を装着しての消火活動	「視界制限状態での呼吸具を装着しての活動」としては、受講者2人がバディを組み、暗闇等でバディが離れ離れにならないようバディラインでつながった状態で活動させることを基本とする。講師は、バディラインや命綱が絡まって転倒等を起こさないよう、訓練中は常に注意を怠らないこと。 受講者は、呼吸具の装着に加え、必要に応じてトーチや無線設備を持たせてもよい。無線設備による連絡方法は、命綱連絡に比べて、より具体的な交信が可能となる一方、呼吸具を装着した状態での無線設備を使用する

訓練科目	注意すべき点
	際の注意点があることにも留意した上で、受講者に訓練を行わせること。 命綱信号については、その結果（及び限界）に留意するとともに、信号の種類（綱を引く回数等）については消防救助操法（昭和 53 年消防庁告示第 4 号）等も参考にすること。
.8 炎及び大量の煙の充満した居住区又は模擬機関室内における霧状水又は他の適切な消火剤による消火	（射水消火の方法については、上記.4 を参照。） （消火器による消火については、上記.1、.3 を参照。）
.9 霧放射器及び噴霧ノズル，乾燥化学薬品粉末又は泡放射器による油火災の消火	（射水消火の方法については、上記.4 を参照。） （粉末又は泡による消火については、上記.1 を参照。）
.10 煙の充満した区域において呼吸具を装着しての救助の実施	救助活動としては、ダミー人形を用意し、受講者 2 名（バディ）による安全（二次災害防止のための呼吸具等安全保護具の適切な着用及び使用を含む。）かつ効果的な持ち上げ・搬出を行わせることを目的とする。この際、受講者には様々な体格・体力の者が来うることを想定し、無理のない範囲で訓練を行わせること。